



目 次

規 則	ページ
◎高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県公文書管理規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正	(行政管理課) 2
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課) 2
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要	(") 3
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課) 3
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出	(会計管理課) 3
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課) 3
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程の一部改正	3

規 則

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年9月8日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第101号

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和元年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求又は同法第98条第2項に規定する利用停止請求があったもの 同法第78条第1項第4号に規定する開示決定

等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等の日の翌日から起算して1年間

第20条の見出し中「個人情報漏えい防止」を「個人情報等の漏えい防止」に改め、同条中「個人情報が」を「個人情報等が」に、「当該個人情報」を「当該個人情報等」に改め、同条第2号及び第4号中「個人情報」を「個人情報等」に改める。

第25条第3項中「死者に関する個人情報」を「死者に係る個人に関する情報」に改め、同項第3号中「個人情報が」を「個人に関する情報が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第8号

本 庁
各出先機関

高知県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

高知県公文書管理規程の一部を改正する訓令

高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 電子決裁システム 文書情報システム又は第15条第2項第1号の協議に基づく方法（第16条第6号において「文書情報システム等」という。）により起案した電子公文書の決裁を行うためのプログラムをいう。

(7) 電子決裁 電子決裁システムを利用した決裁をいう。

第15条第1項中「用紙」を「電子的方式により送信し、又は用紙」に改める。

第16条第6号中「文書情報システム」を「文書情報システム等」に改める。

第19条第1項中「、起案文書」を「、電子決裁システムを利用する方法又は起案文書」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁を受ける場合は、この限りでない。

第19条に次の1項を加える。

5 電子決裁を受けた起案文書に係る審査及び決裁の結果は、別記第1号様式の2による電子決裁完了票に記録するものとする。

第22条第2項中「、決裁者」を「決裁者」に、「起案用紙」を

「、別記第1号様式による回議書又は起案用紙」に改める。

第25条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、当該担当者は、起案文書の所定の欄に押印又は署名をしなければならない。ただし、公印の押印を要しない公文書（電子決裁を受けたものに限る。）については、当該担当者の押印又は署名を要しないものとする。

第34条の見出し中「發送済公文書」を「發送済公文書等」に改め、同条中「發送した」を「發送し、又は送信した」に、「發送年月日」を「發送年月日又は送信年月日」に改める。

別記第1号様式中「（第15条関係）」を「（第15条、第22条関係）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第19条関係）

電子決裁完了票		保存期間	保存期間満了日 年 月 日	
保存期間満了時の措置		施行注意	公文書記号番号 第 号	
公報	必要・不要 登載日 年 月 日		公文書日付 年 月 日	
開示区分	開示・部分開示・非開示 部分開示・非開示の理由	所属	電話	
分類		起案者氏名	決裁種別	
		起案日	年 月 日	
		処理期限	年 月 日	
		決裁日	年 月 日	
ファイル名		浄書	校合	公印
		発送種別		
件名				
事案概要				
添付ファイル				
紙文書回付				

《決裁履歴》

決裁順	職名・氏名	承認日
合議順	職名・氏名	同意日

《指示履歴》

NO.	日時	職名・氏名	内容

高知県

附 則

この訓令は、令和5年9月8日から施行する。

告 示

高知県告示第592号

平成27年3月高知県告示第131号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和5年9月16日から施行する。

令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

1の(3)中「協議及び高知市長から送付される書類の写し」を「通知」に改め、「及び第18条第2項」を削り、1の(4)中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改める。

高知県告示第593号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 下末松店
南国市下末松字高屋ノ西441番地1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田 甲590番地2

杉村 二男		南国市片山1277番地
-------	--	-------------

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年4月22日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,222平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
46台
 - イ 駐輪場の収容台数
23台
 - ウ 荷さばき施設の面積
94平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
7.96立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午前零時
杉村 二男	午前8時	午後8時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前零時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和5年8月21日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
南国市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第594号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により宿毛市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和5年5月高知県告示第276号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
西南ショッピングセンター
宿毛市宿毛5380番地1ほか
- 3 意見の概要
意見なし

高知県告示第595号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡佐川町加茂字井溝ノ上3791の1、3792
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井溝ノ上3791の1・3792（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第596号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用す

る同条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 - (変更前) 東京都千代田区紀尾井町3番30号
公益社団法人全日本不動産協会
代表理事 秋山 始
 - (変更後) 東京都千代田区紀尾井町3番30号
公益社団法人全日本不動産協会
代表理事 中村 裕昌
- 2 変更年月日
令和5年6月30日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村市大用土地改良区の定款の変更を令和5年8月22日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

**徳島県及び高知県
参議院合同選挙区
選挙管理委員会告示**

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月8日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
中田 丑五郎

- 目次中「第3条」を「第3条の2」に改める。
- 第1章中第3条の次に次の1条を加える。
（在外投票の投票用紙等を発送する日）
- 第3条の2** 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条第3号に規定する合同委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
（1）参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2第2項に規

定する統一対象再選挙をいう。以下この項において同じ。）
又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の9月16日

(2) 参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を合同委員会が告示した日又は在任期間を異にする参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日

(3) 参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を合同委員会が告示した日

2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

附 則

この告示は、令和5年9月8日から施行する。